

現場代理人の常駐義務緩和について

1. 背景

現場代理人については、工事現場毎に常駐を義務付けているが、現場技術者の確保困難を理由とする応札がない案件が多く発生して円滑な事業執行に支障となっていたため、平成20年5月から試行として常駐義務の緩和を行っている。

当初は一定の効果はみられたものの、同様の理由で応札がない案件が引き続いてきたため平成22年4月1日に対象工事を拡大し試行を継続している。

今後は、東日本大震災に対応する災害復旧工事などに伴い、現場技術者の確保困難を理由とする応札がない案件が引き続き発生すると考えられる。

2. これまでの試行結果

H22年4月～H23年8月までの期間に、常駐緩和した工事で事故や検査時に不適合となった件数を調査した結果、常駐緩和が原因で支障があったとは認められなかった。

	件数	事故件数 a	不適合件数 b	a+b
全体の工事件数	4,062 件	6 件	7 件	13 件(0.3%)
常駐緩和工事件数	248 件	1 件	なし	1 件(0.4%)

(常駐緩和での事故1件については現場代理人が現場臨場中の事故である)

3. 対応方針

平成22年度以降の試行結果からは安全管理や品質確保に対して特に支障となっているとは認められないことから、円滑な事業執行に資するため、1,000万円以上の工事を対象とする場合の条件を一部変更して試行を続けることとした。

4. 現場代理人の常駐義務緩和試行の変更内容

【変更前】

県から受注している他の工事が次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

- (1) 近接工事（近接工事として間接費が調整される際の先行工事）
- (2) (1) の他、以下のア～ウ全ての条件を満たす工事で、発注機関が支障ないと認めた工事。ただし、対象となる他の工事と当該工事は各1件とする。

ア 両工事の発注機関が同じであること

（発注機関が異なっても、工事監督が同一事務所の場合を含む）

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること

（同一管内土木事務所の境界を挟んで近接となる場合を含む）

ウ 当該工事の予定価格及び他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。ただし、予定価格または契約金額が1,000万円以上の場合、同種工事と発注者が判断した工事に限って緩和できる。

※同種工事の例

道路構造物工事・道路改良工事・舗装工事・道路維持工事

河川工事・河川構造物工事・河川維持工事

（河川工事と道路改良工事との組み合わせは不可）

【変更内容】

- ① 基本的な考え方は変えない。
- ② 予定価格または契約金額が1,000万円以上の場合
同種工事と発注者が判断した工事に限っていたが、下記の同一区分の工事であれば緩和の対象に出来ることとした。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理 上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト（13種別）
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備（5種別）

【適用時期】

平成23年11月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件に適用

参考資料

1、現場代理人

- ・工事を施工する際に請負者の代理人として工事現場の運営、取り締まり等を行う者であり、工事現場に常駐する必要がある。(約款第10条第2項)
- ・発注者は現場代理人の権限の行使に支障がなく連絡体制が確保されると認められた場合には常駐を要しないこととできる。(約款第10条第3項)

2、主任技術者

- ・工事施工の技術上の管理をつかさどる者であり元請でも下請でも配置が義務付けられている。(建設業法26条第1項)
- ・公共工事では請負額が2千5百万円(建築一式工事は5千万円)以上の工事では元請でも下請でも「専任」の義務がある。(建設業法26条第3項)

3、現場管理人と主任技術者の兼務

- ・現場管理人と主任技術者は兼ねることができる。(約款第10条第5項)